

奈良県告示第三百五十号

次のように都市公園の区域を変更するので、奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二条第二項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 名称 平城宮跡歴史公園
- 二 位置 奈良市二条大路南四丁目、三条大路三丁目及び三条大路四丁目地内
- 三 区域 別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課平城宮跡事業推進室において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。）